

一般社団法人日本損害保険協会 中国・四国支部

高知県地震防災セミナー 「知って備える南海トラフ地震」を開催 ～防災グッズだけじゃ守れないものがある！～

一般社団法人日本損害保険協会 高知損保会(会長：作道信夫 株式会社三井住友海上株式会社 四国西支店高知支社長)では、高知県損害保険代理業協会とともに、1月23日(金)、高知市において高知県地震防災セミナーを開催しました。当日は県民、損害保険代理店等をあわせ、61名の方にご参加いただきました。

本セミナーは3部構成で、第1部では高知県南海トラフ地震対策課の片岡様から「高知県の南海トラフ地震対策」について、第2部ではこうち減災女子部^(注)の谷村様と福富様から「多様性を防災のチカラに」をテーマに、誰一人取り残されないために必要なことについて、また、第3部では当協会中国・四国支部の平野事務局長代理から「防災グッズだけじゃ守れないものがある」をテーマに、被災後の生活再建のためには自助として地震保険で備えることの重要性について、それぞれ講演がありました。

当支部では引き続き、行政や関係団体と連携し、防災および地震保険の普及啓発・理解促進に取り組んでまいります。

(注) こうち減災女子部とは、高知市を中心に、学校や子育て支援センター、さらには防災イベントなどで暮らしながら備える生活者の視点で、普段の生活で取り組むことができる防災や減災の普及に取り組まれている、こうち男女共同参画センター「女性防災プロジェクト」の修了生を中心とするグループです。

【高知県地震防災セミナー「知って備える南海トラフ地震」 式次第】

日 時：2026年1月23日(金)15:00～17:00

場 所：高知市中央公民館 大講義室

開会挨拶：作道 信夫（日本損害保険協会高知損保会 会長）

講 演：第1部「高知県の南海トラフ地震対策」

（講演者）片岡 大 氏（高知県南海トラフ地震対策課 チーフ）

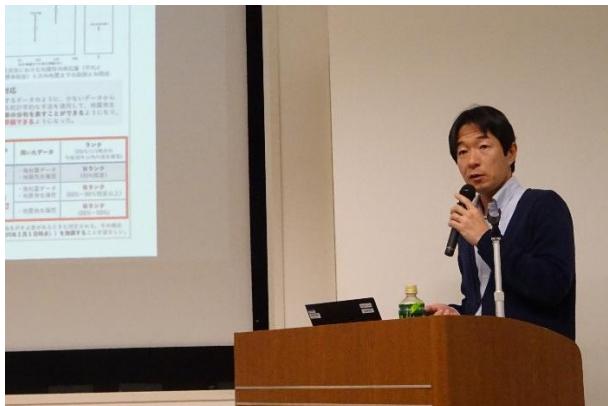
第2部「多様性を防災のチカラに～誰一人取り残されないために必要なこと～」

（講演者）谷村 景弓 氏（こうち減災女子部部長）・福富 真子 氏（同副部長）

第3部「防災グッズだけじゃ守れないものがある」

（講演者）平野 幸夫（中国・四国支部 事務局長代理）

閉会挨拶：飯田 賢司（高知県損害保険代理業協会 会長）



講演をする片岡氏（高知県南海トラフ地震対策課）



講演をする谷村氏と福富氏（こうち減災女子部）

(ご参考) 講演概要

第1部「高知県の南海トラフ地震対策」

(講演者) 片岡 大 氏 (高知県南海トラフ地震対策課チーフ)

- ・南海トラフ地震による経済被害額は 270 兆円とされるなど、国難ともいえる規模の被害が想定されている。
- ・阪神・淡路大震災によって、神戸市内で亡くなった 3,875 人のうち、詳細な分析が行われた 3,651 人の 95%以上の方が建物の倒壊の影響で亡くなっている。また、建築年別の被害状況では、昭和 56 年以前に建築された建物（旧耐震基準の建物）に被害が多く発生した。
- ・地震による住宅の倒壊を防ぐため、住宅の耐震化が重要。住宅の耐震化には、補助制度があり、補助制度を活用することで、県内では約 5 割の人が自己負担 10 万円未満で耐震改修工事を行っている（令和 5 年度実績）。まだ耐震化が済んでいない方がいたら、補助制度を活用して、是非耐震化を実施してほしい。
- ・家具の固定も室内の重要な安全対策。県内のほとんどの市町村では震度 7 の揺れが想定されている。家具の固定と家屋の耐震補強で、揺れによる直接的な被害を大きく軽減することができる。
- ・津波からの早期避難意識も重要。高知県の調査では、早期避難意識率は近年、70%前後で推移しているが、これを 100%に近づけていくことが死者数を減らすことにつながる。強い揺れを感じた場合は、市町村からの指示や津波警報等を待たずに「揺れがおさまったらすぐ避難」することで、安全を確保していただきたい。
- ・南海トラフ地震が発生した場合、県外から支援物資が届くのは 4 日目以降と想定されているため、最低でも 3 日分以上の備蓄が必要。特に道路の寸断や浸水などで孤立が想定される地域では、1 週間分以上の水や食料の備蓄をお願いしたい。
- ・高知県が策定した第 6 期南海トラフ地震対策行動計画では、揺れや津波から「命を守る」対策、助かった「命をつなぐ」対策、復旧・復興期の「生活を立ち上げる」対策の 3 つのステージごとに取組を推進している。
- ・令和 8 年度には、高知県版の新たな被害想定を踏まえて、行動計画をバージョンアップすることとしており、災害関連死等の新たな課題への対策を更に強化していく。

第2部「多様性を防災のチカラに ~誰一人取り残されないために必要なこと~」

(講演者) 谷村 景弓 氏 (こうち減災女子部部長)・福富 真子 氏 (同副部長)

- ・阪神淡路大震災における兵庫県内の死者は、男性よりも女性の方が 1.4 倍多かった。また、経済的に厳しい立場で耐震性の低い住宅に住まざるを得なかった「一人暮らし」の「高齢者」が多く犠牲になった。
- ・東日本大震災では、高齢者・障害者がより大きな被害を受けた。移動がしづらい、目が見えづらかったり耳が聞こえづらかったりということで情報を得にくいなど、平時から立場の弱い方が犠牲になりやすい。
- ・一度助かった命が奪われてしまうということも、大規模災害では繰り返されている。被災後の生活環境を改善しないと、慢性疾患の悪化や感染症、被災のストレスによる災害関連死は防げない。
- ・東日本大震災の被災者への調査では、特に女性から、入浴できない、プライバシーが確保できない、トイレに行きづらいなどの環境面への課題や女性用品や乳幼児用品といった物資の不足を指摘する回答が多かった。
- ・女性や子どもへのDVや暴力なども発生するが、普段にも増して声をあげづらい。
- ・炊き出しや家族のケアは女性に集中、避難所の責任者は男性などといった固定的性別役割も顕在化する。
- ・このような困難が生じるのは、日頃からの意思決定の場に女性が参画できないことが 1 つの原因と思われる。ニーズの違いを理解できないから多様な人の意見が反映されにくく、困難が生まれてしまう。
- ・地域の防災力を高めるには、「みんな平等に同じ支援」では被害は拡大する。地域における「多様な人々の違い」に配慮した体制や支援が必要。当事者のことは当事者でないとわからない。「女性ならではの視点」ということではなく、「経験者・当事者の視点」が重要。

第3部「防災グッズだけじゃ守れないものがある」

(講演者) 平野 幸夫 (中国・四国支部 事務局長代理)

- ・自助として、防災グッズはもちろん重要だ。でも被災した後のことも想像して見てほしい。
- ・生活を再建するためには、まとまった資金が必要。地震保険は使途を限定していないので、生活再建資金に充てることができる。
- ・地震保険は、地震保険法に基づき、被災者の生活の安定に寄与することを目的として創設された保険で、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険である。
- ・この地震保険は、建物だけでなく家財に付けることもできる。最近の耐震性の高い建物は、建物に被害はなくとも家財に大きな被害を受けることがある。また、マンションの再建は、住民の合意形成が必要となり、修繕積立金が十分でない場合、合意形成が円滑に進まないことも想定される。
- ・なお、大きな災害が発生した後に、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」といって訪問やネット広告などで勧誘する業者との間で多くの消費者トラブルが発生しているので、ご注意いただきたい。